

## 平成26年度、27年度 保険料率等について(総括)

## ① 保険料率

均等割額	43,050円
所得割率	100分の8.30

※ 今回の改定から、度会町の不均一保険料措置はなくなります。

## ② 保険料率の試算(2年間合計)

費用	390,635,835千円	医療給付費・財政安定化基金・保健事業費・審査支払手数料・葬祭費など	
収入	350,430,510千円	国 4/12 県 1/12 市町 1/12 支払基金(支援金) 4/10 第三者納付金など	うち、保険料抑制のための補填 <u>基金活用額</u> (内訳) 剰余金 41,443千円 財政安定化基金交付金 12億円
保険料収納必要額	38,963,882千円	費用－収入	この措置により、保険料の引き上げが緩和される。
収納率	99.3%	【参考:平成24年度収納率】 全体分徴収率: 99.31% うち、普通徴収徴収分: 97.99%	
保険料賦課総額	39,238,552千円	保険料収納必要額 ÷ 収納率	
被保険者数	501,300人	H26年度見込 247,378人	H27年度見込 253,922人
一人当たり保険料額	年額 78,273円	均等割額 43,050円	保険料賦課総額 ÷ 被保険者数 所得係数 0.8554065796 均等割: 所得割 = 55:45
		所得割額 35,223円	
	月額 6,523円	均等割額 3,588円	
		所得割額 2,935円	

## ③ 26年度・27年度の改正点(国の改正による)

◆ 賦課限度額(年額)の見直し 55万円 ⇒ 57万円

◆ 均等割保険料の軽減対象の拡充

【2割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数

【5割軽減の拡大】二人世帯以上が対象であったが、単身世帯についても対象とするとともに、減額対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主)

(改正後) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数

## 平成26年度、27年度後期高齢者医療保険料改定(骨子)

### 1 保険料改定幅

	H26. 27 (軽減拡充後)	現行	伸び率等
均等割額	43, 050円	39, 120円	+3, 930円
所得割率	8. 30%	7. 55%	+0. 75%
一人当たり保険料額	56, 497円	53, 539円	5. 52%

### 2 改定の主な原因

- ① 被保険者数の伸び +2. 65%
- ② 一人当たり医療給付費の伸び +1. 48%
- ③ 診療報酬の改訂(消費税率引き上げ分含む) +0. 10%
- ④ 後期高齢者負担率の上昇 10. 51% ⇒ 10. 73%
- ⑤ 所得伸び率の低下 99% ⇒ 95%
- ⑥ 予定収納率の低下 99. 6% ⇒ 99. 3%

### 3 改定幅を抑制するための対応

- ① 改定幅軽減のための資金活用額

(内訳) ◆剰余金の活用 約4, 144万円 (前回改訂時の剰余金は、約10億3千万円)

◆県財政安定化基金の活用 12億円 (拠出率の変更 0. 11 ⇒ 0. 041)

このことにより、保険料率改訂に当たり、8. 88%の改定幅を5. 52%に抑えることが可能となった。

- ② 所得割率・均等割額の負担割合の見直し

◆均等割:所得割 54 : 46 ⇒ 55 : 45

均等割保険料の軽減を受ける割合が上昇しており、2割・5割軽減の拡充も行われる(下記参照)ことから、この見直しにより、低所得者増の負担増を抑えつつ、一人当たり保険料の上昇を抑制することが可能となった。56, 861円 ⇒ 56, 497円

### 4 その他の改正点(国の改正による)

- ① 賦課限度額(年額)の見直し 55万円 ⇒ 57万円
- ② 均等割保険料の軽減対象の拡充

【2割軽減の拡大】軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数

【5割軽減の拡大】現在、二世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、減額対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24. 5万円×(被保険者数-世帯主)

(改正後) 基準額 33万円+24. 5万円×被保険者数